

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽6，7号機（400）」

2. 日時：平成28年8月18日 13時30分～14時40分

3. 場所：原子力規制庁 13階 B会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

忠内管理官補佐、江寄安全審査官、岡本安全審査官、岸野安全審査官、櫻井安全審査官、中原安全審査官、村上安全審査官、安田安全審査官、郡安技術参与、大塚係員、糸賀原子力規制専門員

（安全技術管理官（地震・津波）付）

鈴木技術参与

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部長 他6名

電源開発株式会社：設備技術室 機械設備技術タスク 担当

東北電力株式会社：女川原子力発電所 保全部（大規模改良G）課長 他2名

日本原子力発電株式会社：発電管理室 設備耐震グループ副長

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 設備設計グループ 課長 他1名

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力耐震技術チーム副課長

中国電力株式会社：電源事業本部 担当部長（原子力管理）他1名

5. 要旨

（1）東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち「4条 地震による損傷の防止」について説明があった。原子力規制庁から以下の点について指摘を行った。

<使用済燃料貯蔵ラックの減衰定数について>

- 模擬燃料集合体（図25）中の（b）形状模擬体についても、断面を記載し説明すること。格子、市松及び角管ラック構造を詳細に示すと共に、それぞれの差異を明確にし、説明すること。
- 市松ラック及び角管ラック試験水槽の形状決定に関する考え方を相違点も含め説明すること。
- 2つの試験の試験方法、加振方法及び減衰定数算定法の違い、並びに結果の考察及び実機への適用性に関して説明すること。
- 試験において実燃料模擬体と形状模擬体をどのように配置しており、試

験結果への影響をどう考えているか説明すること。また、燃料集合体のチャンネルの有無や燃料プール床との固定方法などを説明し、実機と相違がある場合は試験結果への影響について説明すること。

- 角管ラックの試験結果から得られた柏崎刈羽6号炉の燃料ラックで想定される減衰定数（図30）について変位の観点からも整理し説明すること。また、固有周期と加速度・変位の関係を表で示し説明すること。
- 市松ラック頂部の最大加速度と減衰定数の関係（図17）について、 $S_s$  及び  $S_d$  に対する市松ラック頂部の加速度レベルの算定の考え方を明記し説明すること。チャンネルファスナの有無やチャンネルボックス付燃料集合体の曲がり等、実機の状況を踏まえて、今回実施した加振試験の試験条件の代表性及び妥当性を説明すること。
- 女川3号炉で使用済燃料ラック基部のボルトが緩んでいた事象を踏まえ、柏崎刈羽6号及び7号炉において同様事象が発生する可能性の有無を説明すること。

（2）東京電力ホールディングス株式会社より、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 地震による損傷の防止について（補足説明資料）